

山口県中小企業団体中央会青年部規約

平成4年6月24日制定

平成28年4月1日一部改正

平成29年9月1日一部改正

(趣 旨)

第1条 この規約は、山口県中小企業団体中央会定款第32条第2項の規定に基づき、青年部について必要な事項を定める。

(青年部)

第2条 本会に、山口県中小企業団体中央会青年部(以下「青年部」という。)を置く。

- 2 青年部は、組合青年部活動に属する重要な事項及び会長が諮問した事項を調査審議し、その過程で意見を会長に具申するとともに、会員の緊密な連絡、連携と相互啓発のもとに組合青年部の啓蒙普及と組合青年部の組織化を促進し、本会事業の推進を図る。

(会員の資格)

第3条 青年部の会員たる資格を有する者は、本会の会員たる資格を有する組合員等の青年部とする。

- 2 また、青年部を設置していない中小企業団体の組合員及び組合員の後継者を準会員とする。

(会 費)

第4条 会員及び準会員は、毎事業年度所定の期日までに会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額、その納入の時期及びその他必要な事項は、青年部総会において定める。

(役 員)

第5条 青年部に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 5～8名
- (4) 監 事 2名

2 役員は、組合等の青年部を代表する者でなければならない。

3 役員の任期は、2年とする。

4 役員は、青年部総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、青年部を代表し、青年部の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代理し、又は代行する。
- 3 幹事は、会長及び副会長を補佐して青年部の業務を掌理し、会長及び副会長に事故のあるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、青年部の業務及び会計の状況を監査する。

(顧問及び相談役)

第7条 青年部は、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、2年とする。
- 4 顧問及び相談役は、役員会に出席して意見を述べるることができる。

(総会)

第8条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

(役員会)

第9条 青年部に、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員をもって組織する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(事業年度)

第10条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(準用規程)

第11条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、山口県中小企業団体中央会定款の規定を準用するものとする。

附 則

この規約は、平成4年6月24日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日一部改正

この規約は、平成29年9月1日一部改正